

入札説明書

令和6年札幌市告示第3506号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和6年8月26日

2 契約担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部工事管理室技術管理課

電話 211-2462 FAX 218-5135

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和6年度公共事業労務費調査（10月調査）

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで。

4 業務内容

本業務は、国土交通省及び農林水産省からなる公共事業労務費調査連絡協議会北海道地方連絡協議会の構成員として実施するものであり、公共事業の発注に際し工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」を設定する基礎となる調査です。調査は、公共工事に従事した建設労務者（51職種）の賃金実態を調査項目（氏名・年齢・金額・職種・労働時間等）に基づき、各社の経理担当者と直接面談し賃金台帳等により確認・照合を行い、その結果を取りまとめる業務です。

5 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 令和4～7年度 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類の「一般サービス業」、中分類の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 次のア～ウのいずれかの者を技術者として配置できること。

ア 同種業務（公共事業労務費調査業務）の履行経験がある者

イ 類似業務（建設関連分野の統計的な集計を伴う調査に関する業務）の履行経験がある者

ウ 技術士（総合技術監理部門（建設）、建設部門）、RCCM（シビルコンサルティ

ングマネージャー）のいずれかの資格を保有する者

- (7) これまでに国、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。）において同種業務又は類似業務の実績を有していること。

6 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先
上記 2 と同じ。

- (2) 入札書の受領期限

令和 6 年 9 月 6 日（金）17 時 00 分必着

- (3) 入札方法

総価で行う。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札書の提出方法

入札書は別紙の様式にて作成し、持参または送付により提出すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）及び「令和 6 年 9 月 12 日 14 時 00 分開札 令和 6 年度公共事業労務費調査（10 月調査）の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛てに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 6 年 9 月 12 日 14 時 00 分開札 令和 6 年度公共事業労務費調査（10 月調査）の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに令和 6 年 9 月 6 日（金）17 時 00 分までに送付しなければならない。

- (5) 調達案件の仕様等に対する質問および回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 6 年 9 月 2 日（月）までの午前 8 時 45 分から 17 時 15 分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和 6 年 8 月 26 日以降、上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、財政局工事管理室ホームページに掲載する。

- (6) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

- (8) 代理人による入札
- ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (9) 開札
- ア 開札は、入札後上記2の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、会場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、会場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、会場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書の他に、本入札説明書に示した役務の提供が可能であることを証明する書類（一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類）を提出しなければならない。また入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 資格審査方式 事前審査方式
- (3) 申請書類提出期限 入札書の受領期限まで
- (4) 提出書類 上記5(6)及び(7)に関する書類並びに業務の実施体制に関する書類
- (5) 提出場所 上記2と同じ。

8 一般競争入札参加資格確認申請書添付資料の作成要領

(1) 配置予定技術者の業務経験及び実績

同種業務又は類似業務の履行経験のある者については、業務の経験及び実績を記載すること。この場合保有資格は問わない。

なお、同種業務又は類似業務の実績は、下記の優先順位で最大5件記載すること。

- ① • 同種業務
② • 類似業務

(2) 会社等の業務実績

会社等の業務実績について、下記の優先順位で最大5件記載すること。

- ① • 同種業務
② • 類似業務

(3) 契約書の写し

(2)の同種業務又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出する

こと。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 業務の実施体制について、次の内容を記載すること。

- ・主たる部分を再委託してはならない。（注1）
- ・調査過程における守秘すべき企業情報等の管理体制及び調査体制について記載する。
- ・他の建設コンサルタント等に主たる部分以外を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力（注2）を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先の名称及び再委託又は協力を求める内容を記載する。

（注1）再委託とは、業務の一部について第三者に委任し又は請け負わせること。

当該業務における主たる部分とは、次のとおりである。

主 た る 部 分	公共事業労務費調査
	・調査計画の策定
	・一次審査（書類調査、オンライン調査）
	・二次審査（書類審査、オンライン審査）
	・報告書の作成

（注2）技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けること。

(5) その他

提出された実績確認書類は、返却しない。

提出された実績確認書類は、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

受領期限以降における実績確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

既発注業務に於いて、すでに実績確認書類を提出している場合は、6・入札参加資格確認申請書のみの提出でよい。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年9月12日（木）14時00分

(2) 場所 市役所本庁舎地下2階2号会議室

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

10 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果品が著作権法に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果品が著作物に該当するとなしにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、発注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、

成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

- (5) 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するといしないとにかくわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

1.1 その他

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 要。

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付が無かった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

- (4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき
ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき
エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

- (5) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその 5 日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名捺印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名捺印するものとする。

ウ 上記イの場合において、市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (6) 契約条項 別紙のとおり

(7) 入札参加資格が認められなかつた者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかつた者は、本市に対して入札参加資格が認められなかつた理由について、原因となつた事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(8) 支払条件 前金払の有無 無

(9) 留意事項

- ・入札参加申出書に虚偽の記載をした場合には、入札参加申出書を無効とするとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき参加停止を行うことがある。
- ・落札者は、入札参加申出書に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。